

2025年11月18日

株主各位

三井住友建設株式会社

### 臨時株主総会決議ご通知

本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

記

#### 【決議事項】

##### 第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年12月23日を効力発生日として、当社の普通株式50,000,000株を1株に併合することといたしました。

##### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、株式併合に伴い定款の一部を変更することといたしました。

以上

## 株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025年12月23日をもって、当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）50,000,000株を1株に併合すること（以下、「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続きは原則必要ございません。

### 1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合により、インフロニア・ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、会社法に従い、当社がその合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付する予定です。

本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引の一環として行われるものであること、当社株式が2025年12月19日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、当社は、当該売却について、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に対して売却することを予定しています。

この場合の売却価格は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年12月22日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数の、本公開買付価格と同額である600円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株式相当分の売却代金は、2026年3月下旬を目途に、株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

### 2. 主なスケジュール

2025年12月18日(予定) 当社株式の最終売買日

2025年12月19日(予定) 当社株式の上場廃止日

2025年12月23日(予定) 本株式併合の効力発生日

2026年 3月下旬頃(予定) 端数株式相当分の処分代金の交付開始

以上